

消防学校における教育訓練に関する検討会（第2回）

議 事 概 要

1 日 時 平成26年9月12日（金） 14:00～16:00

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 1階 108会議室

3 出席者（50音順、敬称略）

北崎 秀一（座長）、石橋 一洋、奥田 博史、落合 千尋、門倉 徹、
河下 武史、川田 浩之、越川 善裕、庄慶 浩一、辻 誠治、
青山 聡（委員代理）、宮川 淳一、山村 孝正、渡邊 薫

4 議事次第

(1) 開 会

ア あいさつ

イ 委員紹介

(2) 議 事

ア 消防学校における取組事例について

(ア) 大阪府・市消防学校の統合に関する説明
（大阪府立消防学校教務課長 奥田委員）

(イ) 宮城県消防学校の ICT を活用した教育訓練に関する説明
（宮城県消防学校副校長 渡邊委員）

イ 主な検討事項について

資料説明・議論

ウ その他

(3) 閉 会

5 議事の経過

上記「(2) 議事」に記載のとおり、消防学校における取組事例として奥田委員、渡邊委員よりそれぞれ説明があり、その後事務局が配布資料についての説明を実施した後、論点や検討課題などについて議論した。各委員の主な意見の概要は以下のとおり。

【教育訓練内容について】

○各消防学校と消防大学校における幹部教育の関係性について

・各消防学校における中級幹部科は、消防司令を対象としており、基本的に昇任時に開校されている例が多い。上級幹部科については、基本的に司令長を対象としており、司令長として必要な危機管理等を教育している。

・消防大学校における幹部科は、現に消防司令の階級にあって、さらに将来的に消防本部の上級幹部になるであろう候補者を各本部等から選抜してもらい、将来の上級幹部に向けての幹部教育を行う機会と位置づけている。また上級幹部科については、現

に上級幹部であり、近い将来、消防長や次長になるような方を対象としている。

・そのような関係性や対象者の区分から各消防学校の中級幹部科は7日間だが、消防大学の幹部科は32日間となっている。

○一定の水準確保を目的とした参考テキストの必要性について（特に専科教育）

・現行の消防教科書については、使っている。主に初任教育での使用を目的に作られていると思うが、新任教官が実際に指導する際は教科書が非常に役立っている。また、外部講師にお願いする際も、こういった内容で講義してほしいというときに教科書が役に立つ。教育訓練のレベルを合わせるという意味でもあった方がよい。

・初任教育で教科書は使っている。中でも、改訂版は「狙い」という項目があり、いわゆる到達目標だと思うが、これは非常に役に立っている。一方で、消防学校の教育訓練の基準（以下「基準」という。）と必ずしも一致していない部分があると思うので、今回の見直しに伴う改訂も必要ではないか。

・専科教育では、市販の教科書を活用する機会がほとんどであるが、当県の場合、基準にプラスして県の消防学校としてこれだけは必要という一定の基準を設けており、それに見合う教科書を購入している状況である。そのため、最低限必要な部分が記載されている専科教育用の教科書があれば非常に助かる。

・実科訓練では地域や消防本部間で戦術に違いがあるが、知識の部分については全国統一的なものがあつた方がよいと考えるので、全国的な水準を合わせる意味でも教科書は必要であると思う。

○初任教育のなかの救急科目 50 時間について(初任教育と併せて専科教育の救急科を実施している場合)

・当県のように初任教育を二期制で実施している学校の場合、(学校の受け入れ人員等の関係から)初任教育修了後すぐに救急科を受講することができないため、初任教育での救急 50 時間は必要である。

・初任教育生であっても消防職員として、最低限の救急知識は必要なので初任教育の段階での救急 50 時間は必要であると考えます。

・当学校の場合、救急科を受講するにあたり選抜試験を実施しており、それにより受講生の水準を保っていると感じている。そのため初任教育における救急と専科教育の救急科は別物として今後も実施していく予定である。

・初任教育のなかでは、救急・救助・予防など自分が今後どの方向に進んでいくかという将来像を見つけることも一つの目的であり、そういった観点からも従前通り救急 50 時間は実施した方がよいと感じる。

○消防大学校で各種課程を修了した者を各学校、各本部で教官、講師として積極的に参画させている取組事例などについて

・当校では、毎年、県内消防本部の消防大学校修了者を、最優先で各専科教育等における講師として派遣依頼をしている。

・県費で消防大学校へ入校してもらい、卒業者は必ず学校の教官として来てもらう体制にしている。そのなかで消防大学校入校の県の枠を、消防本部と県それぞれに割り

振るが、学校枠で複数名を確保すると本部からの派遣が難しくなるので、消防大学校での高度専門教育に学校教官枠を設けて受け入れて頂けないかと考えている。

○専科教育における教育水準の調整について

- ・県内の消防本部間でも、大規模消防本部では初任教育修了後すぐに救急や救助の資格が必要になることはない。しかし、消防本部によっては初任教育のうちに救助科や救急科まで修了してから所属へ出してほしいというところもある。双方の意見を汲んだ場合、現任の消防隊員と初任教育生と一緒に受講することになり、その際の専科教育の水準調整に苦慮する。

- ・大・中・小規模の消防本部があるなかで、専科教育の対象をどの層に置くかということで初任教育に組み込めるものとそうでないものの区分けができるのでは。

- ・救急科と救助科については資格として認識しなければならないものだと考えている。特に救急科については、救急救命士制度が充実してきているなかで、250 時間の専科が救急隊員として十分な資格であると認識するか、または、あくまで基礎的な資格で救命士への登竜門と認識するかで、学校の対応にも違いがでてくるとのではないかと思う。

- ・救助隊についても現在、省令で3種類（特別救助隊・高度救助隊・特別高度救助隊）に区分されているが、専科の救助科をどの種類に合わせるのかということも考える必要がある。そういったことも踏まえながら各学校では、地域実情に応じて初任に組み込むかどうかの整理の仕方をしていく必要があるのではないか。

- ・消防本部によっては救急の需要があまりないところもあり、初任教育の中に救急科の内容を詰め込み過ぎることに抵抗を感じている場合もあるのではないか。

- ・当学校では初任教育のなかに救急科を設けているが、250 時間に足りない部分がどうしても出てくるため、所属に出たから実務教育というかたちで補足するようにして対応している。

- ・当学校の取組では、採用後1年以内に全員が救急科を受講できるようにしている。更に、救急科を受講する前に、研修というかたちで救急同乗させ、研修効果を高めている。

- ・救急科、救助科などについては、現場で数年勤務した者が受講した方が効果的であると思っているが、救急科のように修了まで2か月程度かかるものもある。実際に消防学校へ職員を派遣する立場としては、初任教育の中でそれらを修了させることができれば人員配置の観点から有効であると考えている。

○初任教育の各科目の時間数について意見

- ・各校の実情として初任教育の時間配分で基礎教育の服務や勤務、倫理などを削減し、実科訓練に振り分けている学校が多い。そのため、この検討会のなかで具体的に基礎教育の時間数の見直しをした方がよいと感じる。

- ・消防学校の教育訓練のなかでも初任教育は、公務員として採用されて初めての研修所という位置付けであるため、基礎教育の果たす役割を考えると削りにくい内容であると思う。

・公務員制度や地方自治法、文書、法制といったものは消防学校に期待されている部分であると思うので削減するにも限度がある。しかし実技部分は削れる訳でもないので当校としては800時間というのは短いと感じている。

・基礎教育も実科訓練も重要だと考えており、教育時間は足りないと考えている。基準の時間数を見直し、例えば1日8時限の授業を実施できれば総期間を延ばすこともなく、消防本部の欠員の時期を減らすことにつながる。基準のなかで各都道府県の実情を踏まえた上で、8時限の受け入れも可能という作り方が良いと思う。

・基礎教育のなかの法制通論や服務、勤務、情操、理化学などは減らすことが可能かと考えている。特に、理化学などは専科教育にも科目があることを踏まえると、時間数を見直してもよいのではないか。

【施設・人員について】

○人員の基準について

・教官の数が足りないと感じている。実科訓練時に学生を数班に分けて実施しているが、エンジンカッター等危険性が高い資機材を使用する際に、現在の基準どおりの教官数だと安全管理面で不安がある。また、教官数の増員を求める場合にも、国の基準が足かせとなっている。現在は、10年前の基準改正時よりも、訓練内容が平面的なものから立体的なものへとより実践的な内容となってきたので、安全管理面も重要になっている。そのため、教員数を現在の基準よりも増やしてほしい。

・人員に関しては、教官の人数を増やすということと、増やせないのであれば消防本部から、講師等として特別に学校へ応援に来てもらうという制度の創設が考えられる。人員は必要であるが、確保できない場合にはそういう制度を使えばよいのではないかと思う。

・教官数の算出の仕方について、年間の平均在籍数で除しているが、実際の教育実日数（問題なく教育訓練の行える日）で除した平均の学生数ということで教官の必要数を算出することはどうか。他には、基準のなかの教官数自体（別表第三）を変えということも考えられるのではないか。

・特に安全管理が重要となる初任教育で安全管理面の教官数が足りていないので、初任教育にもう少しウェイトを置くような教官数の積算ができないかと思う。